

## 5. 資料編

### 5.1 根拠規程

神奈川県地球温暖化対策推進条例及び施行規則対応表（抜粋）

温室効果ガスの排出抑制に著しく寄与する機械器具（平成21年9月29日神奈川県告示第549号）

建築物温暖化対策指針（平成21年9月29日神奈川県告示第551号）

建築物環境性能表示基準（平成21年9月29日神奈川県告示第552号）

## 〔神奈川県地球温暖化対策推進条例及び施行規則対照表 (抜粋)〕

条 例	規 則
<p><b>第1章 総則</b> (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の色度が追加的に上昇する現象をいう。 (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。 (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。 (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。 (5) 再生可能エネルギー等 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって規則で定めるもの(第9条第3項において再生可能エネルギー」という。)及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものをいう。</p>	<p>(再生可能エネルギー等) 第1条 神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号。以下「条例」という。)第2条第5号に規定する太陽光、風力その他の永続的に利用することができる認められるエネルギー源であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 太陽光 (2) 風力 (3) 水力(かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される出力が1,000キロワット以下である発電設備を利用する発電に利用するものに限る。) (4) 地熱 (5) バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。 (6) 太陽熱 (7) 雪、氷(冷凍機器を用いて生産したものを除く。) 又は水を熱源とする熱 2 条例第2条第5号に規定する温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものは、電気自動車、燃料電池その他の知事が指定する機械器具とする。 3 前項の機械器具の指定は、神奈川県公報により行う。</p>
<p>(建築主等の責務) 第6条 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。 2 建築物を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する建築物について、エネルギーの使用の効率性に関する性能(第32条において「省エネルギー性能」という。)を維持し、又は向上させるよう努めなければならない。</p>	
<p><b>第2章 第3節 建築物に関する地球温暖化対策</b> (建築物温暖化対策指針) 第18条 知事は、規則で定める規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)が当該特定建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針(以下「建築物温暖化対策指針」という。)を定めなければならない。 2 第10条第2項の規定は、建築物温暖化対策指針について準用する。</p> <p>〔 条例 第10条第2項 知事は、事業活動温暖化対策指針を定め、又は改</p>	<p>(特定建築物の規模) 第8条 条例第18条第1項に規定する規則で定める規模は、延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいい、増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の同号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)が2,000平方メートルとする。</p>

<p>〔定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。〕</p>	
<p>(建築物温暖化対策計画書の提出)</p> <p>第19条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「建築物温暖化対策計画書」という。)を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 特定建築物の名称及び所在地</p> <p>(3) 特定建築物の概要</p> <p>(4) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置</p> <p>(5) 前号の措置の評価</p> <p>(6) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定建築主は、同項第4号から第7号までに掲げる事項については、建築物温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。</p> <p>3 特定建築物以外の建築物であって規則で定める規模以上の建築物の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、建築物温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p>	<p>(建築物温暖化対策計画書)</p> <p>第9条 条例第19条第1項に規定する建築物温暖化対策計画書は建築物温暖化対策計画書(特定建築物用)(第9号様式)により、同条第3項において準用する同条第1項に規定する建築物温暖化対策計画書は建築物温暖化対策計画書(特定建築物以外の建築物用)(第10号様式)により作成するものとする。</p> <p>2 条例第19条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める日は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。)又は同法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。)をしようとする日の21日前の日とする。</p> <p>3 条例第19条第1項第7号(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第18条第1項に規定する特定建築物(以下単に「特定建築物」という。)(条例第19条第3項において準用する場合にあっては、建築物。第3号において同じ。)の設計者に関する事項</p> <p>(2) 確認申請又は計画通知の予定年月日</p> <p>(3) 当該特定建築物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)に係る工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日</p> <p>(4) その他知事が必要と認める事項</p> <p>4 第1項の建築物温暖化対策計画書(特定建築物用)及び建築物温暖化対策計画書(特定建築物以外の建築物用)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 各階平面図</p> <p>(4) 立面図</p> <p>(5) 断面図</p> <p>(6) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類</p> <p>(特定建築物以外の建築物の規模)</p> <p>第10条 条例第19条第3項に規定する規則で定める規模は、延べ面積が300平方メートルとする。</p>
<p>(建築物温暖化対策計画書の変更の届出)</p> <p>第20条 前条第1項又は第3項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した者(以下「計画書提出建築主」という。)は、当該建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了するまでの間に、同条第1項各号(同条第3項において準用する場合を含む。)に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の内容の変更により、その新築等をしようとする建築物が</p>	<p>(建築物温暖化対策計画書の変更の届出)</p> <p>第11条 条例第20条第1項に規定する規則で定める日は、条例第19条第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項の変更にあつては変更しようとする日の前日とし、同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更にあつては当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前の日とする。</p> <p>2 条例第20条第1項の規定による届出は、建築物温暖化対策計画変更届出書(第11号様式)により行うものとする。</p> <p>3 前項の建築物温暖化対策変更届出書には、第9条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係</p>

5. 資料編

<p>特定建築物に該当しないこととなった場合(前条第3項に規定する建築物に該当する場合に限る。)における当該建築物温暖化対策計画書は、前条第3項の規定により提出された建築物温暖化対策計画書とみなす。</p>	<p>る書類を添付しなければならない。 4 条例第20条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (1) 条例第19条第1項第1号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更 (2) 条例第19条第1項第4号に掲げる事項の変更であって、同項第5号に掲げる事項の変更を伴わないもの (3) その他知事が定める軽微な変更</p>
<p>(新築等の中止の届出) 第21条 計画書提出建築主(前条第1項の規定による届出をした計画書提出建築主のうち、当該届出に係る建築物が特定建築物又は第19条第3項に規定する建築物のいずれにも該当しなくなった場合における計画書提出建築主を除く。以下同じ。)は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。</p>	<p>(新築等の中止の届出) 第12条 条例第21条の規定による届出は、建築物新築等中止届出書(第12号様式)により行うものとする。</p>
<p>(新築等の完了の届出) 第22条 計画書提出建築主は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。</p>	<p>(新築等の完了の届出) 第13条 条例第22条に規定する規則で定める日は、当該建築物温暖化対策計画書に係る建築物に関し建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証(第3項において単に「検査済証」という。)の交付を受けた日(これにより難いと認められる場合にあつては、知事が指定する日)の翌日から起算して15日を経過した日とする。 2 条例第22条の規定による届出は、建築物新築等完了届出書(第13号様式)により行うものとする。 3 前項の建築物新築等完了届出書には、検査済証の写しその他当該届出に係る建築物の新築等に係る工事の完了を確認することができる書類を添付しなければならない。</p>
<p>(建築物温暖化対策計画書等の概要の公表) 第23条 知事は、第19条第1項又は第3項の規定による提出及び第20条第1項、第21条又は前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る建築物の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p>	<p>(建築物温暖化対策計画書等の概要の公表) 第14条 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第19条第1項又は第3項の規定による提出に係るものは、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第20条第1項に規定する計画書提出建築主(以下単に「計画書提出建築主」という。)の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 条例第19条第1項第2号から第6号までに掲げる事項 (3) 第9条第3項第1号に掲げる事項 (4) 新築等に係る工事の完了予定年月日 2 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第20条第1項の規定による届出に係るものは、次に掲げる事項とする。 (1) 前項各号に掲げる事項のうち当該変更に係る事項 (2) 変更年月日又は変更予定年月日 3 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第21条の規定による届出に係るものは、中止年月日とする。 4 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち</p>

5. 資料編

	<p>ち、条例第 22 条の規定による届出に係るものは、新築等に係る工事の完了年月日とする。</p>
<p>(表示基準)          第 24 条 知事は、特定建築物の地球温暖化対策に関する性能（以下「環境性能」という。）の評価を記載した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めなければならない。          2 第 10 条第 2 項の規定は、表示基準について準用する。          〔条例 第 10 条第 2 項          知事は、事業活動温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする〕</p>	
<p>(特定建築物の環境性能の表示)          第 25 条 第 19 条第 1 項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。ただし、当該広告が規則で定める基準に適合しない場合は、この限りでない。          2 計画書提出特定建築主は、他人にその新築等に係る特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者（以下「販売等受託者」という。）が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。ただし、当該広告が前項ただし書の規則で定める基準に適合しない場合にあつては、この限りでない。          3 前項に規定する場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力するよう努めなければならない。          4 第 19 条第 3 項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主は、第 1 項及び第 2 項の規定の例により、建築物環境性能表示を表示し、又は表示させるよう努めなければならない。</p>	<p>(建築物環境性能表示をすることを要する広告の基準)          第 15 条 条例第 25 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。          (1) 新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して 3 年を経過していない特定建築物に係る広告であること。          (2) 販売価格又は賃料及び間取りが表示されている広告であること。          (3) 次のいずれかに該当するものであること。          ア 新聞紙、雑誌ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載する広告（広告に係る面積が 62,370 平方ミリメートル以下であるものを除く。）であること。          イ 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録その他これらに類するものによる広告であること。          ウ インターネットの利用による広告であること。</p>
<p>(建築物環境性能表示の表示の届出等)          第 26 条 計画書提出特定建築主は、前条第 1 項の規定により最初に表示をし、又は同条第 2 項の規定により最初に表示をさせたときは、そのいずれか早い日から規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。          2 前項の規定は、前条第 4 項の規定により建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた場合について準用する。          3 知事は、第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、その概要を公表するものとする。</p>	<p>(建築物環境性能表示の表示の届出)          第 16 条 条例第 26 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める日は、条例第 25 条第 1 項の規定により条例第 24 条第 1 項に規定する建築物環境性能表示（以下単に「建築物環境性能表示」という。）を最初に表示し、又は条例第 25 条第 2 項の規定により最初に表示させた日の翌日から起算して 15 日を経過した日とする。          2 条例第 26 条第 1 項の規定による届出は、建築物環境性能表示届出書（第 14 号様式）により行うものとする。          3 前項の建築物環境性能表示届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。          (1) 計画書提出建築主の氏名又は名称及び住所又は</p>

5. 資料編

	<p>主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 建築物の名称及び所在地</p> <p>(3) 建築物温暖化対策計画書の提出年月日及び受付番号</p> <p>(4) 建築物環境性能表示を表示した者の別</p> <p>(5) 条例第 25 条第 2 項に規定する販売等受託者に関する事項</p> <p>(6) 広告に当該建築物環境性能表示を最初に表示し、又は表示させた日</p> <p>4 第 2 項の建築物環境性能表示届出書には、条例第 25 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた広告又はその写しを添付しなければならない。</p>
<p>(建築物環境性能表示の変更の届出等)</p> <p>第 27 条 計画書提出建築主は、前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出の後当該届出に係る建築物環境性能表示を変更した場合で、当該変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第 3 項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。</p>	<p>(建築物環境性能表示の変更の届出等)</p> <p>第 17 条 条例第 27 条第 1 項に規定する規則で定める日は、同項の規定による変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた日の翌日から起算して 15 日を経過した日とする。</p> <p>2 条例第 27 条第 1 項の規定による届出は、建築物環境性能表示変更届出書（第 15 号様式）により行うものとする。</p> <p>3 前項の建築物環境性能表示変更届出書には、前条第 3 項（第 6 号を除く。）に掲げる事項及び変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた日を記載するものとする。</p> <p>4 第 2 項の建築物環境性能表示変更届出書には、変更後の建築物環境性能表示を表示し、若しくは表示させた広告又はその写しを添付しなければならない。</p>
<p>(環境性能の説明)</p> <p>第 28 条 計画書提出特定建築主及び販売等受託者は、特定建築物を販売し、又は賃貸しようとするときは、当該特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該特定建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。</p>	
<p>(環境性能を示す表示の掲示等)</p> <p>第 29 条 計画書提出特定建築主は、表示基準に基づき、その新築等に係る特定建築物に、当該特定建築物の環境性能を示す表示を掲示することができる。2 計画書提出特定建築主は、前項の規定による掲示をしたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定は、第 19 条第 3 項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主について準用する。</p>	<p>(環境性能の表示)</p> <p>第 18 条 条例第 29 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する規則で定める日は、同条第 1 項の規定による掲示をした日の翌日から起算して 15 日を経過した日とする。</p> <p>2 条例第 29 条第 2 項の規定による届出は、建築物環境性能表示掲示届出書（第 16 号様式）により行うものとする。</p> <p>3 前項の建築物環境性能表示掲示届出書には、第 16 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項及び条例第 29 条第 1 項の規定により当該建築物に環境性能を示す表示を最初に掲示した日を記載するものとする。</p> <p>4 第 2 項の建築物環境性能表示掲示届出書には、前項の表示を掲示した写真を添付しなければならない。</p>
<p>(表示の制限)</p> <p>第 30 条 計画書提出建築主でない者は、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。</p>	

5. 資料編

<p>(指導、助言等)</p> <p>第 31 条 知事は、計画書提出建築主に対し、その提出した建築物温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による指導及び助言を行うために必要な範囲において、計画書提出建築主に対し、資料の提出を求めることができる。</p>	
<p>(優れた省エネルギー性能を備えた住宅等の普及の促進)</p> <p>第 32 条 県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、優れた省エネルギー性能を備え、又は新エネルギー等を活用した住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p><b>第 3 章 雑則</b></p> <p>(勧告)</p> <p>第 55 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第 11 条第 1 項、第 14 条、第 15 条、第 19 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者</p> <p>(2) 第 11 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 20 条第 1 項、第 21 条、第 22 条、第 26 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 27 条第 1 項、第 29 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 35 条から第 37 条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) 第 11 条第 4 項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は第 19 条第 3 項の規定による建築物温暖化対策計画書に虚偽の記載をして提出した者</p> <p>(4) 第 25 条第 1 項（同条第 4 項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をし、若しくは同条第 2 項（同条第 4 項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をさせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をさせた者又は第 29 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による表示に表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をして掲示した者</p> <p>(5) 第 30 条の規定に違反して、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をした者</p>	
<p>(公表)</p> <p>第 56 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>(公表)</p> <p>第 38 条 条例第 56 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 当該勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 当該勧告の内容及び当該勧告に従わない事実</p> <p>(3) 当該勧告を行った日</p> <p>2 条例第 56 条第 1 項の公表は、神奈川県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行</p>

5. 資料編

	う。
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条から第 17 条まで、第 19 条から第 23 条まで、第 25 条から第 31 条まで、第 34 条から第 39 条まで、第 2 章第 10 節、第 55 条及び第 56 条並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 2 条、第 8 条、第 19 条、第 26 条及び第 39 条の規定は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成 21 年度を基準年度とする第 3 条第 1 項の事業活動温暖化対策計画書(特定大規模事業者用)の提出に係る同条第 2 項の規定の適用については、同項中「7 月 31 日」とあるのは、「11 月 30 日」とする。</p> <p>3 平成 21 年度を第 3 条第 10 項の事業活動温暖化対策計画書(中小規模事業者等用)を提出する日の属する年度の前年度とする当該提出に係る同項の規定の適用については、同項中「7 月 31 日」とあるのは、「11 月 30 日」とする。</p> <p>4 この規則の施行の日から平成 22 年 4 月 22 日までの間に建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知をしようとする建築物に係る第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。)又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。)をしようとする日の 21 日前の日」とあるのは、「平成 22 年 4 月 1 日」とする。</p> <p>5 この規則の施行の日から平成 22 年 6 月 30 日までの間に着手しようとする特定開発事業に係る第 20 条第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定開発事業に着手しようとする日の 90 日前の日」とあるのは、「平成 22 年 4 月 1 日」とする。</p>
	<p>附 則(平成 22 年 3 月 30 日規則第 36 号)</p> <p>この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則(平成 24 年 3 月 30 日条例第 26 号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 1 項の改正規定及び次項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の第 18 条第 1 項の規定は、平成 24 年 10 月 1 日以後に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。)又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。)をする建築物について適用し、同日前に確認申請又は計画通知をした建築物については、なお従前の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p>	

5. 資料編

	<p>附 則（平成 24 年 5 月 29 日規則第 70 号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。 ただし、第 5 号様式、第 7 号様式、第 8 号様式、第 14 号様式及び第 15 号様式の改正規定並びに附則第 4 項の規定は公布の日から、第 8 条及び第 10 条の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の第 8 条及び第 10 条の規定は、平成 24 年 10 月 1 日以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をする建築物について適用し、同日前に確認申請又は計画通知をした建築物については、なお従前の例による。</p> <p>3 平成 24 年 10 月 1 日から同月 22 日までの間に確認申請又は計画通知をしようとする建築物に係る第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知（以下「計画通知」という。）をしようとする日の 21 日前の日」とあるのは、「平成 24 年 10 月 1 日」とする。</p> <p>4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p>
	<p>附 則（平成 26 年 2 月 21 日規則第 7 号） この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p>
	<p>附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 53 号）</p> <p>1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p>
	<p>附 則（平成 27 年 3 月 13 日規則第 7 号） この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する</p>
<p>附 則（平成 28 年 6 月 24 日条例第 54 号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	
<p>附 則（平成 28 年 10 月 21 日条例第 72 号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成 28 年 10 月 21 日規則第 96 号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p>
	<p>附 則（平成 30 年 12 月 21 日規則第 73 号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
	<p>附 則（令和元年 6 月 25 日規則第 15 号） この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。</p>

5. 資料編

	<p>附 則（令和2年7月17日規則第63号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
	<p>附 則（令和2年12月11日規則第96号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（令和3年1月26日条例第2号） この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	
<p>附 則（令和3年12月24日条例第92号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（令和3年12月24日規則第94号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p>

[温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具の指定]

平成 21 年 9 月 29 日  
神奈川県告示第 549 号

改正 平成25年 8 月 20 日告示第453号

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号）第 1 条第 2 項の規定により、温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具を次のとおり指定し、平成21年10月 1 日から施行する。

平成21年 9 月 29 日

神奈川県知事 松 沢 成 文

- 1 給湯器であって次に掲げるもの
  - (1) ヒートポンプ給湯器
  - (2) 潜熱回収型給湯器
  - (3) ガスエンジン給湯器
  
- 2 ヒートポンプ技術を用いた高効率の空気調和設備
  
- 3 発光ダイオードを用いた省エネルギー器具
  
- 4 自動車であって次に掲げるもの
  - (1) 電気自動車
  - (2) ハイブリッド自動車
  - (3) 水素自動車
  - (4) 燃料電池自動車
  - (5) 天然ガス自動車
  - (6) ディーゼル代替LPガス自動車
  
- 5 コージェネレーションシステム（ガスエンジン給湯器及び燃料電池以外で、エネルギー消費効率の高いものに限る。）
  
- 6 燃料電池（燃料電池自動車に搭載されるものを除く。）
  
- 7 エネルギーマネジメントシステム（エネルギー消費量の計測、記録及び表示並びにエネルギー利用設備の制御を行う機能を有するものに限る。）

前文（抄）（平成 25 年 8 月 20 日告示第 453 号）  
平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

建築物温暖化対策指針

平成 21 年 9 月 29 日  
告示第 551 号

改正 平成 28 年 10 月 21 日告示第 463 号 令和 3 年 12 月 24 日告示第 716 号  
神奈川県地球温暖化対策推進条例第 18 条第 1 項の規定により、建築物温暖化対策指針を次のとおり定め、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

建築物温暖化対策指針

1 目的

この指針は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定により、特定建築主が特定建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項を定めるものである。

特定建築主は、条例第 19 条第 2 項の規定により、建築物温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の作成に当たって、同条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項については、この指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

また、建築物の新築等をしようとする者（特定建築主及びこの指針が準用される建築主を除く。）及び建築物を所有し、又は管理する者は、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置を講ずる際にこの指針を参考にして取り組むものとする。

2 用語の意義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年神奈川県規則第 73 号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

3 計画書の記載事項の検討

計画書の記載事項に関して、検討する内容を定める。

(1) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置（条例第 19 条第 1 項第 4 号）

特定建築主は、特定建築物の新築等を行うに当たり、特定建築物の建設、利用、修繕、解体撤去に至るまでの間に排出される温室効果ガスの排出の量の削減及び環境への影響の低減を図るため、次に掲げる各項目に係る地球温暖化対策の措置を検討するものとする。

ア エネルギー使用の合理化

(ア) 建築物の熱負荷抑制

(イ) 自然エネルギー利用

(ウ) 設備システムの高効率化

(エ) 効率的運用

イ 資源の適正な利用

(ア) 水資源保護

(イ) 非再生性資源の使用量削減

(ウ) 汚染物質含有材料の使用回避

ウ 敷地外環境の保全

(ア) 地球温暖化への配慮

(イ) 地域環境への配慮

(ウ) 周辺環境への配慮

## 5. 資料編

### (2) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価（条例第 19 条第 1 項第 5 号）

特定建築主は、県が提供する建築環境総合性能評価システム（以下「CASBEE かながわ」という。）を用いて特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価を行うものとする。

特定建築主は、CASBEE かながわを用いて作成した次のシートを「特定建築物に係る地球温暖化対策の措置」及び「特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価」として提出するものとする。

- ア 評価結果シート
- イ 重点項目シート
- ウ スコアシート

### (3) 再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果（条例第 19 条第 1 項第 6 号）

特定建築主は、特定建築物のエネルギー需給の状況等を踏まえ、次に掲げる再生可能エネルギー等を活用した設備機器について、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、導入を検討するものとする。

- ア 太陽光発電設備
- イ 太陽熱利用設備
- ウ 風力発電設備
- エ バイオマス発電・熱利用設備
- オ 水力発電設備
- カ 温度差熱利用設備（地中熱、温泉水、表層水等と外気の温度差を利用する設備をいう。）
- キ 建築物躯体の構造上の工夫により、電気や燃料等を使用せずに自然の光、熱、風等を利用して室内環境の調節を行うことを目的とした次の設備
  - (ア) 自然光利用設備
  - (イ) 日射熱利用設備
  - (ウ) 地中熱利用設備
  - (エ) 自然換気設備
- ク 条例第 2 条第 5 号に規定する温室効果ガスの排出の量の削減に著しく寄与する機械器具

## 4 特定建築物以外の建築物に係る計画書に関する事項

特定建築物以外の建築物であって規則第 10 条で規定する規模以上の建築物の新築等をしようとする者が条例第 19 条第 3 項の規定に基づき、計画書（特定建築物以外の建築物用）を作成して提出する場合は、この指針を準用するものとする。この場合において、「特定建築物」とあるのは「建築物」と、「特定建築主」とあるのは「建築主」と読み替えるものとする。

## 建築物環境性能表示基準

平成 21 年 9 月 29 日  
告示第 552 号

改正 平成23年 3 月 31 日告示第228号 平成24年 2 月 3 日告示第53号  
平成28年10月21日告示第464号

神奈川県地球温暖化対策推進条例第24 条第 1 項の規定により、建築物環境性能表示基準を次のとおり定め、平成22 年 4 月 1 日から施行する。

### 建築物環境性能表示基準

#### 1 目的

この表示基準は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 24 条第 1 項の規定により、特定建築物の建築物環境性能表示の表示の方法に関する基準について必要な事項を定めるものである。

条例第 19 条第 1 項の規定により建築物温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）を提出した計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うとき、若しくは他人に当該特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、条例第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により、この表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示し、又は表示させなければならない。

また、計画書提出特定建築主が条例第 29 条の規定により当該特定建築物に環境性能を示す表示を掲示するときは、この表示基準に基づき、掲示するものとする。

#### 2 用語の意義

この表示基準において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年神奈川県規則第 73 号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

#### 3 特定建築物の環境性能の表示（条例第 25 条第 1 項及び第 2 項）

##### (1) 表示の内容

計画書提出特定建築主が条例第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により広告に表示し、又は表示させる建築物環境性能表示は、建築物温暖化対策指針（平成 21 年神奈川県告示第 551 号）で定める県が提供する建築環境総合性能評価システム（以下「CASBEE かながわ」という。）を用いて行った評価結果に基づき、別表第 1 の左欄に掲げる区分に対応する同表右欄の表示により行うものとする。

##### (2) 様式

建築物環境性能表示のデザイン、規格及び色指定は、第 1 号様式のとおりとする。

##### (3) 表示の方法

- ア 建築物環境性能表示の広告中の表示は、広告の見やすいところに 1 箇所以上表示すること。
- イ 建築物環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

##### (4) 広告面積の算定方法

- ア 規則第 15 条第 1 号に規定する「広告に係る面積」は、一つの広告に特定建築物の広告とその他の建築物の広告（以下「他の広告」という。）が掲載されている場合は、当該特定建築物の広告に係る面積とする。
- イ 特定建築物の広告と他の広告の境界が明確に区分されていない場合は、特定建築物の広告

## 5. 資料編

と隣接する他の広告それぞれにおいて、隣接する側に最も近い文字又は記号等の、隣接する側の端と端の間の中間の位置を広告の境界として、面積を算定する。

### 4 特定建築物の環境性能を示す表示の掲示（条例第 29 条）

#### (1) 表示の内容

計画書提出特定建築主が条例第 29 条第 1 項の規定により掲示する特定建築物の環境性能を示す表示は、CASBEE かながわを用いて行った評価結果に基づき、別表第 2 の左欄に掲げる区分に対応する同表右欄の表示により行うものとする。

#### (2) 様式

特定建築物の環境性能を示す表示のデザイン、規格及び色指定は、第 2 号様式のとおりとする。

#### (3) 掲示の方法

ア 環境性能を示す表示の特定建築物への掲示は、条例第 22 条に規定する新築等の完了の届出をした日以降、当該特定建築物の見やすいところに掲示すること。

イ 環境性能を示す表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

### 5 特定建築物以外の建築物に係る建築物環境性能表示等の表示の方法に関する事項

条例第 19 条第 3 項の規定により計画書を提出した建築主が、条例第 25 条第 4 項の規定に基づき建築物環境性能表示を表示し、又は表示させる場合並びに条例第 29 条第 3 項の規定に基づき環境性能を示す表示を掲示する場合は、この表示基準を準用するものとする。この場合において、「特定建築物」とあるのは「建築物」と、「特定建築主」とあるのは「建築主」と読み替えるものとする。

#### 前文抄（平成 23 年 3 月 31 日告示第 228 号）

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）第 19 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により提出される同条第 1 項に規定する建築物温暖化対策計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）に記載された建築物に係る同条例第 25 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による表示（以下「表示」という。）について適用し、同日前に提出された建築物温暖化対策計画書に記載された建築物に係る表示については、なお従前の例による。

#### 前文抄（平成 24 年 2 月 3 日告示第 53 号）

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1、第 1 号様式及び第 2 号様式の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）第 19 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により提出される同条第 1 項に規定する建築物温暖化対策計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）に記載された建築物に係る同条例第 25 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による表示（以下「表示」という。）について適用し、同日前に提出された建築物温暖化対策計画書に記載された建築物に係る表示については、なお従前の例による。

#### 前文抄（平成 28 年 10 月 21 日告示第 464 号）

平成 28 年 10 月 21 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 及び第 1 号様式の規定は、この告示の施行の日以後に提出される神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）第 19 条第 1 項に規定する建築物温暖化対策計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）に記載された建築物に係る同条例第 25 条第 1 項又は第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による表示（以下「表示」という。）について適用し、同日前に提出された建築物温暖化対策計画書に記載された建築物に係る表示については、なお従前の例による。

5. 資料編

別表第1

CASBEE かながわによる建築物の環境性能の 評価結果の区分		建築物環境性能表示	
		項目	表示
地球温暖化への配慮 (LCCO <sub>2</sub> 排出率)	100% < LCCO <sub>2</sub>	地球温暖化防止対策	
	80% < LCCO <sub>2</sub> ≤ 100%		
	60% < LCCO <sub>2</sub> ≤ 80%		
	30% < LCCO <sub>2</sub> ≤ 60%		
	LCCO <sub>2</sub> ≤ 30%		
ヒートアイランド現象の緩和のスコア値	1.5 未満	ヒートアイランド対策	
	1.5 以上 2.5 未満		
	2.5 以上 3.5 未満		
	3.5 以上 4.5 未満		
	4.5 以上		
建築物の環境効率 (BEE)	C (BEE < 0.5)	総合評価	★★★★★
	B- (0.5 ≤ BEE < 1.0)		★★★★★
	B+ (1.0 ≤ BEE < 1.5)		★★★★★
	A (1.5 ≤ BEE < 3.0)		★★★★★
	S (3.0 ≤ BEE) かつ、Q ≥ 50 (Q : 建築物の環境品質)		★★★★★
再生可能エネルギー等の活用に係る検討の結果	太陽光発電設備	再生可能エネルギーの導入	太陽光  〔導入する場合は太陽電池の公称最大出力（単位はキロワットとし、小数点以下は切り捨てる。）を表示する。導入しない場合の当該箇所は「-」（ハイフン）と表示する。〕
	太陽熱利用設備		太陽熱
	風力発電設備		風力
	バイオマス発電・熱利用設備		バイオマス
	水力発電設備		水力
	温度差熱利用設備（地中熱、温泉水、表層水等と外気の温度差を利用する設備をいう。）		温度差熱
	地熱利用設備		地熱

5. 資料編

別表第2

CASBEE かながわによる建築物の環境性能の 評価結果の区分		建築物環境性能表示	
		項目	表示
建築物の環境 効率 (BEE)	C (BEE < 0.5)	総合評価	★★★★★
	B- (0.5 ≤ BEE < 1.0)		★★★★★
	B+ (1.0 ≤ BEE < 1.5)		★★★★★
	A (1.5 ≤ BEE < 3.0)		★★★★★
	S (3.0 ≤ BEE) かつ、Q ≥ 50 (Q : 建築物の環境品質)		★★★★★

第1号様式



備考 様式中「20XX 年度受付-No. XXX」とあるのは、知事の指示に従って表示すること。

【規格】建築物環境性能表示の大きさは、書面による場合、縦 37 ミリメートル以上、横 60 ミリメートル以上とすること。

【色指定】

カラーの場合 (4色分解による色指定)	白黒の場合
基本 (緑) (C:96 %, M:4 %, Y:100 %, K:1 %)	基本 (スミ 100 %) (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
未得点星印・未得点若葉マーク (薄灰) (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)	未得点星印・未得点若葉マーク (薄灰) (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:20 %)
黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)	黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)	白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)
薄灰文字 (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)	薄灰文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:20 %)

5. 資料編

第2号様式



備考 様式中「20XX 年度受付-No. XXX」とあるのは、知事の指示に従って表示すること。

【規格】特定建築物の環境性能を示す表示の大きさは、縦 150 ミリメートル以上、横 150 ミリメートル以上(上部半円は直径 150 ミリメートル以上)とすること。

【色指定】

カラーに限る（4色分解による色指定）
基本（緑） (C:96 %, M:4 %, Y:100 %, K:1 %)
未得点星印（薄灰） (C:23 %, M:16 %, Y:13 %, K:2 %)
黒文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:100 %)
白文字 (C:0 %, M:0 %, Y:0 %, K:0 %)

## 5.2 再生可能エネルギー等活用検討の手引き

### はじめに -本手引きの利用方法-

本手引きは、建築主の皆さんが、当該建築計画における再生可能エネルギー等の活用を検討する際に利用して頂くため、検討手順を解説したものです。

検討手順に沿って、チェックシートに記載して頂くことで、当該建築計画における再生可能エネルギー等の活用検討の結果を分かりやすく整理することが可能となります。

また検討に用いたチェックシートは、「建築物温暖化対策計画書」（規則第 9 号様式又は第 10 号様式）を提出する際に、検討の内容を確認する書類として、計画書に添付してください。

#### ◆再生可能エネルギー等活用検討のための設備導入検討チェックシート

設備等の導入検討チェックシートは、神奈川県ホームページからダウンロードすることができます。

- ・太陽光発電設備導入検討チェックシート
- ・太陽熱利用設備導入検討チェックシート
- ・風力発電設備導入検討チェックシート
- ・バイオマス発電・熱利用設備導入検討チェックシート
- ・水力発電設備導入検討チェックシート
- ・温度差熱利用設備導入検討チェックシート
- ・パッシブシステム導入検討チェックシート
- ・天然ガスコージェネレーションシステム導入検討チェックシート

※提出方法や添付書類については、本マニュアルの「2.4 再生可能エネルギー等の活用の検討」（26 ページ）を参照してください。

## 太陽光発電設備導入検討

### 1. 導入検討時の留意点

#### (1) 周辺環境

- ・日射条件に影響を及ぼす周辺建物の状況や建築計画、建築基準や制限について可能な限り把握する必要がある。

#### (2) 設置場所

- ・一年間を通じて9時から15時までの間、日が当たる部分に設置することとする。
- ・神奈川県においては、設置角度が30度前後の際に発電量が最大になるため、原則としてこの角度で設置する。ただし風の影響を考慮する。(詳細は設計段階で検討)
- ・方角については、発電量が最大となる方向に設置する。(真南が最大となるが、敷地形状や建物方向により次善の方向とする)

#### (3) 関連法規など

- ・設備導入に際しては、電気事業法のほか、建築基準法その他関連法規を確認する必要がある。
- ・出力50kW以上の場合、電気主任技術者の選任等が必要となることに注意する。

### 2. 導入検討チェックシートによる検討

#### (1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の開発事業計画や、都市計画、地形図等を確認する。

#### (2) 受光障害の確認

- ・太陽光発電を行うのに十分な日照状況であるかを確認する。
- ・年間を通じて、9時から15時までの間、日が当たる場所であれば、受光障害は「ない」と判断する。

#### (3) 設置可能面積の算出

- ・太陽光発電のための設備(太陽電池モジュール)の設置可能面積は、以下のように算出する。

$$\text{設置可能面積 (m}^2\text{)} = \text{①屋上面積 (m}^2\text{)} - (\text{②冷却塔、屋上緑化など他の用途に使用されている部分の面積 (m}^2\text{)} + \text{③(2)で受光障害が「ある」と判断される部分の面積 (m}^2\text{)})$$

#### (4) 実効設置面積の算出

- ・設置可能面積から太陽光パネルの配列による重なり部分を除外した実効設置面積を算出する。
- ・算定方法は以下のとおりである。(壁面設置の場合を除く)

$$\text{実効設置面積 (m}^2\text{)} = \text{設置可能面積 (m}^2\text{)} \times \text{設置係数 (0.4)}$$

#### (5) 設置可能容量の算出及び導入適否の判断

- ・実効設置面積から、設置可能容量が下記の算定式によって算出される。
- ・設置可能容量と経費を比較し、光熱費の削減効果が見込めると判断される場合に導入する。

$$\text{設置可能容量 (kW)} = \text{実効設置面積 (m}^2\text{)} \times \text{モジュール変換効率 (0.13 kW/m}^2\text{)} ※$$

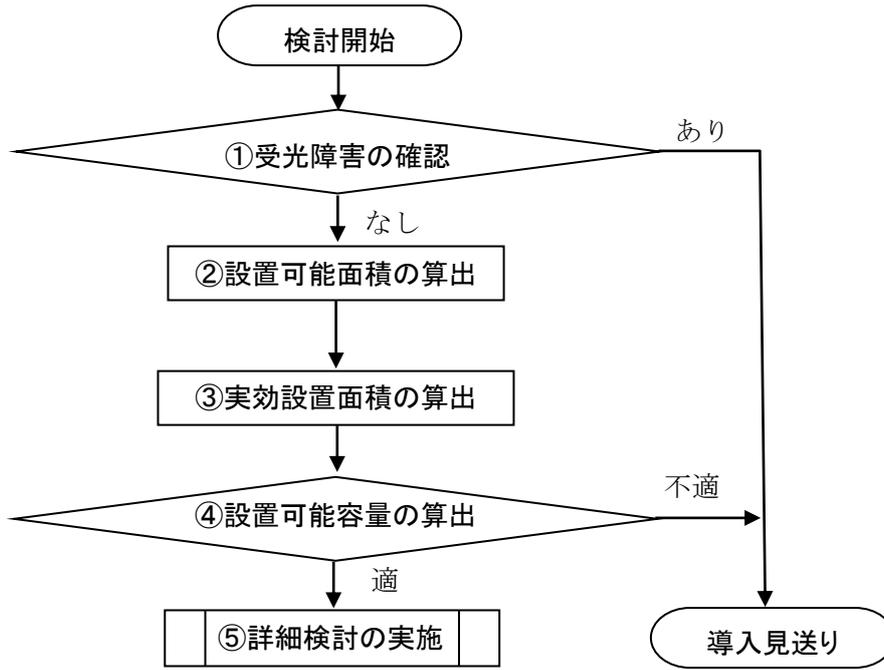
※既に具体的な導入計画がある場合は、導入を予定する設備の変換効率を使用してよい。

## 5. 資料編

### (6) 経済性の検討

- 機器の期待寿命を 25 年とした場合、交換部品などのメンテナンスコストとして初期コストの最大 2 割強程度が必要となる。
- 産業用の場合、設置容量が 5 kW 以上であれば、メンテナンスコストを上回る光熱費削減効果が見込める。

[太陽光発電設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
① 設置予定場所の受光障害の有無を確認する。 [条件；設置スペースに9：00～15：00に日影が生じないこと]	受光障害 あり ・ なし
② 太陽電池モジュールの設置が可能な面積を算出する。 [算定式；設置可能面積(m <sup>2</sup> ) = 屋上面積(m <sup>2</sup> ) - 使用不可面積(m <sup>2</sup> )]	設置可能面積 m <sup>2</sup>
③ 設置可能面積から実効設置面積を算出する。 [算定式；実効設置面積(m <sup>2</sup> ) = 設置可能面積(m <sup>2</sup> ) × 設置係数(0.4)] (※壁面設置の場合は設置可能面積と同じとする)	実効設置面積 m <sup>2</sup>
④ 実効設置面積から設置可能容量を算出し、導入の適否を判断する。 [算定式；設置可能容量(kW) = 実効設置面積(m <sup>2</sup> ) × モジュール変換効率] (導入適否の目安；設置可能容量 5kW以上)	設置可能容量 kW 適 ・ 不適
⑤ 導入に向けて具体的な検討を行う。 導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	導入する ・ 導入しない (導入を予定する場合) 定格出力 kW 想定年間発電量 kWh 導入しない理由(複数選択可) <input type="checkbox"/> 受光障害 <input type="checkbox"/> 設置場所困難 <input type="checkbox"/> 躯体荷重 <input type="checkbox"/> 費用負担大 <input type="checkbox"/> 現在は見送り将来対応 <input type="checkbox"/> その他( )

※結晶シリコン型モジュール変換効率は0.10～0.20程度

## 太陽熱利用設備導入検討

### 1. 導入検討時の留意点

#### (1) 周辺環境

- ・日射条件に影響を及ぼす周辺建物の状況や建築計画、建築基準や制限について可能な限り把握する必要がある。

#### (2) 設置場所

- ・集熱器は、需要場所と離れていると保温材など配管のコストが高くなることから、ボイラーや給湯器の位置について確認が必要である。
- ・設置傾斜角度については、35度前後とした時に年間を通じて最も効率良く集熱できる。
- ・方角については、集熱器が最も効率よく受光できる方向に設置する。(真南が最大となるが、敷地形状や建物方向により次善の方向とする)

### 2. 導入検討チェックシートによる検討

#### (1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の開発事業計画や、都市計画、地形図等を確認する。

#### (2) 受光障害の確認

- ・太陽熱を利用するのに十分な日照状況であるかを確認する。
- ・年間を通じて、9時から15時までの間、日が当たる場所であれば、受光障害は「ない」と判断する。

#### (3) 設置可能面積/想定年間集熱量の算出

- ・太陽熱の集熱器の設置可能面積は、以下のように算出する。(壁面設置の場合を除く)

$$\text{設置可能面積 (m}^2\text{)} = \text{①屋上面積 (m}^2\text{)} - (\text{②冷却塔、屋上緑化など他の用途に使用されている部分の面積 (m}^2\text{)} + \text{③(2)で受光障害が「ある」と判断される部分の面積 (m}^2\text{)})$$

- ・想定年間集熱量は、以下のように算出する。

$$\text{想定年間集熱量(MJ/年)} = \text{設置可能面積 (m}^2\text{)} \times \text{単位面積当たり平均集熱量 } 2,176 \text{ MJ/m}^2 \cdot \text{年}^*$$

※ 変換効率単位面積当たり平均集熱量は、全国平均年間集熱面日射量  $5,442\text{MJ/m}^2 \cdot \text{年}$  に、システム効率：40%を乗じて算出した数値

#### (4) 給湯需要・暖房負荷の予測/概算熱利用量の設定

- ・予定建築物において使用する入浴設備などの給湯設備、暖房負荷等を勘案し、概算熱利用量を設定する。

#### (5) 太陽熱依存率の算出及び導入可能性の検討

- ・太陽熱依存率は、以下のように算出し、導入可能性の検討の参考とする。

$$\text{太陽熱依存率(\%)} = \text{想定年間集熱量 (MJ/年)} \div \text{概算熱利用量(MJ/年)} \times 100$$

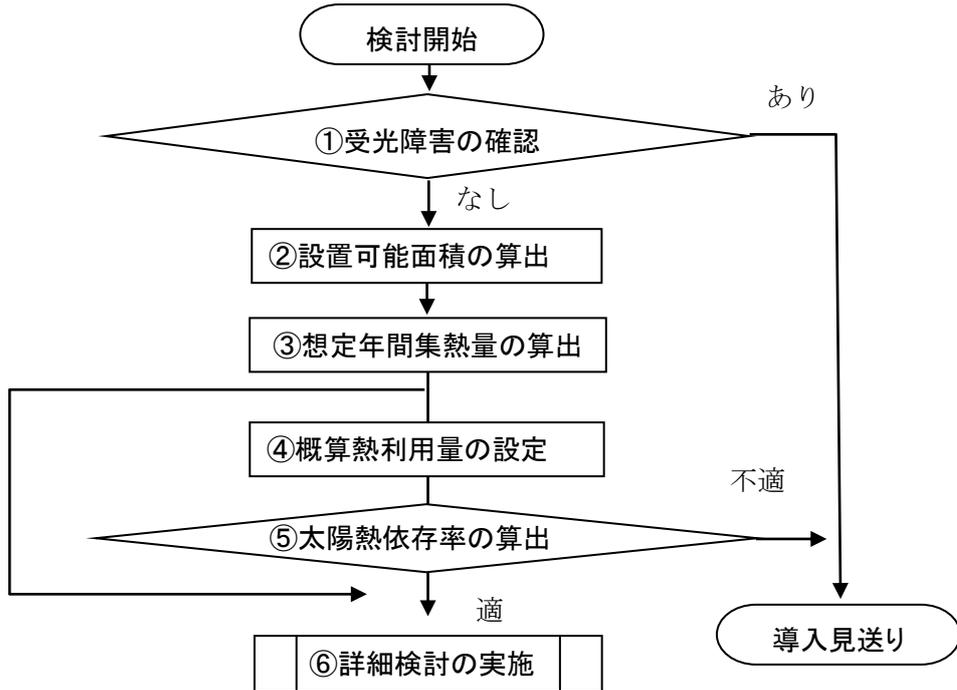
- ・太陽熱依存率が低くても導入適性がある(省エネ、省コストになる等)ケースもあることに留意する)
- ・事務所や工場など給湯需要が多くない施設は導入に不向きなことが多いが、ボイラーの補助熱源として使用する方法がある。(ボイラーへの給水を加熱するとその分省エネになる)

## 5. 資料編

### (6) 経済性の検討

- ・機器の期待寿命は、地域や使用状況によって異なるが、定期点検を行い消耗品の交換等をした場合、15～20年とされており、メンテナンスコストを含めてトータルの光熱費削減効果と比較検討する。

[太陽熱利用設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
① 集熱器の設置予定場所の受光障害の有無を確認する。 [条件；設置スペースに9：00～15：00に日影が生じないこと]	受光障害 あり ・ なし
② 集熱器の設置が可能な面積を算出する。 [算定式；設置可能面積(m <sup>2</sup> ) = 屋上面積(m <sup>2</sup> ) - 使用不可面積(m <sup>2</sup> )] (又は壁面設置面積)	設置可能面積 m <sup>2</sup>
③ 設置可能面積から想定年間集熱量を算出する。 [算定式；想定年間集熱量(MJ/年) = 設置可能面積(m <sup>2</sup> ) × 単位面積当たり平均集熱量 2,176 MJ/m <sup>2</sup> ・年]	想定年間集熱量 MJ/年
④ 給湯・暖房負荷を勘案し、必要な概算熱利用量を設定する。 (個別式給湯を前提とする場合は、直接⑥へ。ベランダ設置型や業務用小型ユニットタイプ等の導入可能性について適宜検討)	太陽熱利用設備の対象負荷 <input type="checkbox"/> 給湯 (中央式・個別式) <input type="checkbox"/> 暖房 <input type="checkbox"/> 冷房 <input type="checkbox"/> その他 概算熱利用量 MJ/年
⑤ 想定年間集熱量と概算熱利用量から太陽熱依存率を算出する。 [算定式；太陽熱依存率(%) = 想定年間集熱量 (MJ/年) ÷ 概算熱利用量(MJ/年) × 100] (導入適否の目安；太陽熱依存率 10%以上)	太陽熱依存率 % 適 ・ 不適
⑥ 導入に向けて具体的な検討を行う。 導入検討の目安 (参考)： ・ 給湯利用の場合、一般には年間を通して太陽熱を余らせない範囲で設置されることが多い。 ・ 太陽熱依存率が低くても導入適正がある場合もある。  導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	導入する ・ 導入しない (導入を予定する場合) パネル面積 m <sup>2</sup> 想定年間集熱量 MJ/年 導入しない理由 (複数選択可) <input type="checkbox"/> 受光障害 <input type="checkbox"/> 設置場所困難 <input type="checkbox"/> 躯体荷重 <input type="checkbox"/> 費用負担大 <input type="checkbox"/> 現在は見送り将来対応 <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 風力発電設備導入検討

### 1. 導入検討時の留意点

#### (1) 周辺環境

- ・風況は、地形条件によって大きく変化することがあることから、対象地域の地形条件や周辺建物の状況について可能な限り把握する必要がある。また風車の運転に支障を及ぼす可能性のある特徴的な気象条件（落雷、台風等）及び風車建設に関係する地盤条件についても確認する必要がある。
- ・設備運転時の騒音や電波障害などに留意する必要がある。

#### (2) 設置場所

- ・気象庁等の風況観測データを確認し、地上高30mにおける年間平均風速6m/s以上の場所に設置する。

#### (3) 関連法規など

- ・設備導入に際しては、電気事業法のほか、建築基準法や道路法など、設備の規模や設置場所等に応じて様々な法律が関係することから、関連法規を確認する必要がある。

### 2. 導入検討チェックシートによる検討

#### (1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の風況データ、気象データ、地形図、開発事業計画、都市計画等を確認する。

#### (2) 風況の確認

- ・近傍の風力を利用するのに十分な風況であるかを確認する。
- ・発電機設置予定地域について、気象庁等風況観測を行っている機関による風況データを確認し、年間を通じて、地上高30mにおける年間平均風速6m/s以上（または地上高10mにおける月平均風速が5m/s以上の月が4～5ヵ月以上）あれば、風況条件は「適」と判断する。

#### (3) 風車の選定

- ・風力発電の風車はその定格容量から「大型風車：1000kW以上」、「中型風車：50～1000kW未満」、「小型風車：1～50kW未満」、「マイクロ風車：1kW未満」に分類される。
- ・調達可能予算、系統連系する送・配電線の状況（距離、容量、主要負荷等）を基に風車の総出力規模の想定を行う。総出力規模、設置可能スペースに基づき、風車の規模と台数を決定する。
- ・想定した風車規模の発電機について、風力発電システムの仕様、年間発電量、見積等を確認し、風車の機種を選定する。

#### (4) 発電見込量の算出

- ・風況データと想定風車の仕様から、年間の発電見込量を算出する。

$$\text{発電見込量(kWh/年)} = \sum (\text{風速階級別発電出力(kW)} \times \text{風速階級別出現率} \times 8,760 (\text{h/年}))$$

#### (5) 導入適否の判断

- ・発電見込量と想定風車の定格出力から年間の設備利用率を算出し、導入の適否を判断する。

$$\text{設備利用率(\%)} = \text{発電量(kWh/年)} / (\text{定格出力(kW)} \times 8,760 (\text{h/年}))$$

#### (6) 経済性の検討

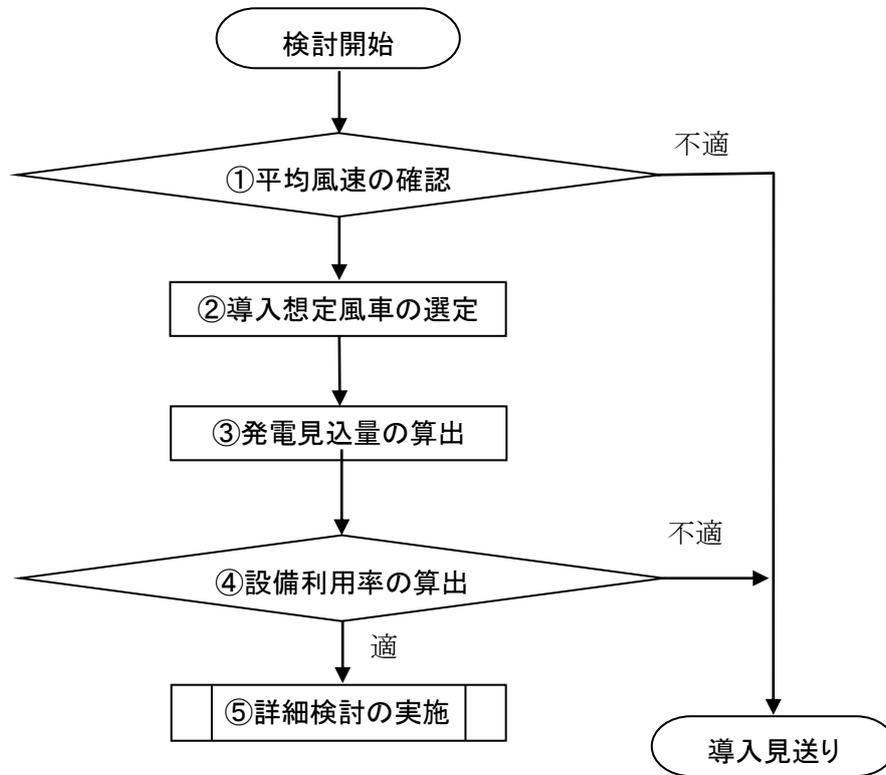
- ・風力発電の経済性は発電コストで評価され、一般に発電コストは年間経常費（建設コスト×年経費

## 5. 資料編

率+メンテナンスコスト) を年間発電量で除したもので算出される。

- ・売電単価 10 円/kWh とした場合、風力発電の損益分岐点としては、建設コスト 20 万円/kW で年平均風速約 6 m/s が 1 つの目安となる。

[風力発電設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
① 発電機設置予定地域の風況データを把握し、平均風速を確認する。  【条件；年間平均風速 6 m/s 以上であること】	平均風速 m / s ----- 風況条件 適 ・ 不適
② 導入が想定される風車を選定し、その仕様を把握する。	定格出力 k W
③ 風況データと想定風車の仕様から、年間の発電見込量を算出する。 発電見込量(kWh/年) = Σ(風速階級別発電出力(k W) × 風速階級別出現率 × 8,760(h/年))	発電見込量 k W h / 年
④ 発電見込量と想定風車の定格出力から年間の設備利用率を算出し、導入の適否を判断する。  【条件；設備利用率が 20%以上であること。】 設備利用率(%) = 発電見込量(kWh/年) / (定格出力(kW) × 8,760(h/年))	設備利用率 % ----- 適 ・ 不適
⑤ 導入に向けて具体的な検討を行う。導入「適」であるが導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	

## バイオマス発電・熱利用設備導入検討

### (1) 周辺環境

- ・設備運転時の臭気や騒音などに留意する必要がある。

### (2) 設置場所

- ・バイオマス利用設備は一種のプラントであるため、設置には一定程度の空間が必要となる。また、収集したバイオマスを貯蔵するヤードやピット、サイロなどが必要になる場合がある。  
※必要な設置面積については、採用するバイオマス利用設備の種類、規模で異なるため、事業化検討の過程で考慮する必要がある。

### (3) 関連法規など

- ・設備導入に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、規模やエネルギー資源の種類に応じて、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律など様々な法律が関係することから、関連法規を確認する必要がある。

## 2. 導入検討チェックシートによる検討

### (1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の開発事業計画や、都市計画、地形図等を確認する。

### (2) バイオマス供給体制の確立

- ・バイオマス供給可能施設と、供給可能量を把握し、年間を通じて安定供給が可能か確認する。  
食品残渣供給元：給食センター、食品を扱うスーパー・ショッピングセンター等  
木質バイオマス供給元：木材加工センター、造園業者等（木材の端材や間伐材、剪定枝を利用）
- ・バイオマス発生場所からの搬入路を確認する。

### (3) 付属設備設置場所の確認

- ・バイオマスを貯留し、前処理を行うための設備（ヤードやピット、サイロなど）を設置するスペースを確保する。  
※バイオマスの種類や利用設備によって必要な前処理が異なる。

### (4) 設備の運転管理体制の整備

- ・バイオマス利用設備の運転管理、メンテナンスを行う体制を整備する。

### (5) 周辺環境に対する対策検討

- ・設備の運転に伴い発生する、排水、排ガス、騒音・振動、臭気等の処理対策を立案する。

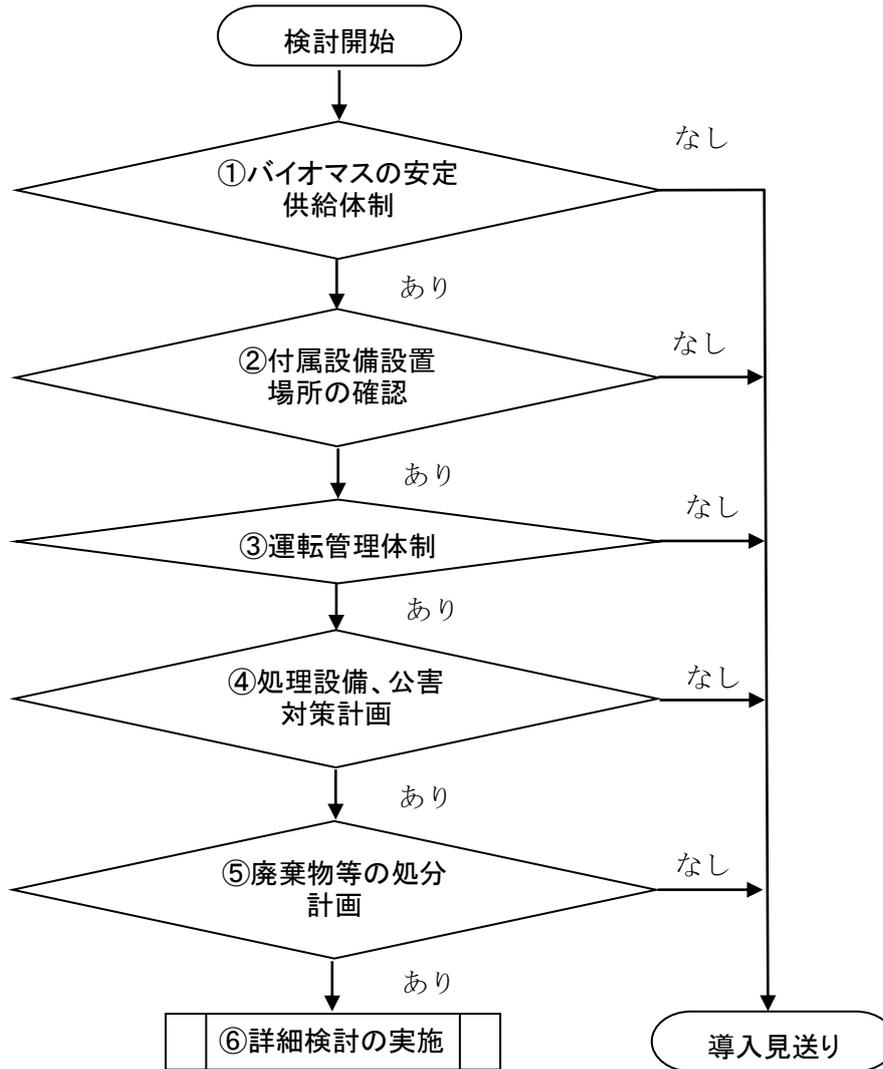
### (6) 廃棄物等の処理対策の検討

- ・設備の運転に伴い発生する、廃棄物、不要残渣、焼却灰等の適正な処理/処分計画を策定する。

### (7) 経済性の検討

- ・バイオマス利用設備については、20～30年程度利用可能であり、導入検討する建物の残年数（構造上の寿命や事業計画を含む）と比較し、導入すべきかどうかを検討する。

[バイオマス発電・熱利用設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
① 利用可能なバイオマス(食品残渣、木質チップなど)の安定供給体制を確立する。	安定供給体制 あり ・ なし
② バイオマスの貯蔵ヤード、サイロ等の設備を併設する敷地を確保する。	付属設備設置場所 あり ・ なし
③ 設備の運転管理体制を整備する。	管理体制 あり ・ なし
④ 設備運転に伴い発生する排水、排ガス、臭気等の処理設備の設置や騒音、振動対策計画を策定する。	処理設備設置等の対策 あり ・ なし
⑤ 廃棄物、不要残渣、焼却灰等の適正な処理/処分計画を策定する。	廃棄物等の処分計画 あり ・ なし
⑥ 上記のすべてを満足する場合に導入に向けて具体的な検討を行う。導入が可能であっても導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	

## 水力発電設備導入検討

### 1. 導入検討時の留意点

#### (1) 周辺環境

- ・地形、地質、水利権等の現地条件、対象水路の流量、落差（取水位と放水位の標高差）、変動の有無等の水理条件等に留意する必要がある。

#### (2) 設置位置

- ・溪流を利用する発電計画では、溪流の湾曲部や河川勾配の急な区間等、短い水路で高い落差が得られる場所に設置することとする。

#### (3) 関連法規など

- ・設備導入に際しては、電気事業法のほか、設置場所に応じて、河川法や自然公園法その他関連法規を確認する必要がある。

### 2. 導入検討チェックシートによる検討

#### (1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、開発事業計画や都市計画、地形図等を確認する。

#### (2) 利用可能な水路の確認

- ・河川流量、水路等施設図等の資料を確認し、当該地点で発電に利用できる流量データ、落差を把握し、発電設備の設置候補地点を選定する。

#### (3) 付属設備設置場所の確認

- ・一般に土木設備としては、取水設備、導水路、水槽、水圧管路等の構造物が必要となる。また電気設備としては、水車、発電機、その他制御盤等の電気機器が必要となる。これらの設備を設置するスペースを確保する。

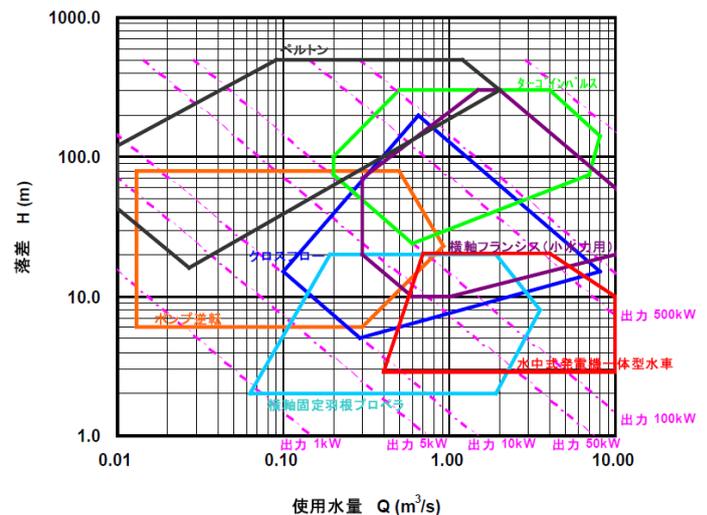
#### (4) 水路の平均流量及び落差の確認

- ・発電可能量を把握するため、水路の平均流量と落差を測定する。

#### (5) 水車の選定

- ・水量と落差から、導入可能な水車を選定する。

出典：「マイクロ水力発電導入ガイドブック」  
（平成 15 年 3 月 NEDO）より「水車の適用範囲」



#### (6) 発電機の平均出力を算出

- ・対象水路の流量と落差から発電機の平均出力を算出する。

$$\text{平均出力 (kW)} = \text{平均流量 (m}^3/\text{s)} \times \text{落差 (m)} \times 9.8 (\text{m/s}^2) \times 1,000 (\text{kg/m}^3) \times \text{総合効率 (0.65)} \times 10^{-3}$$

## 5. 資料編

### (7) 導入適否の判断

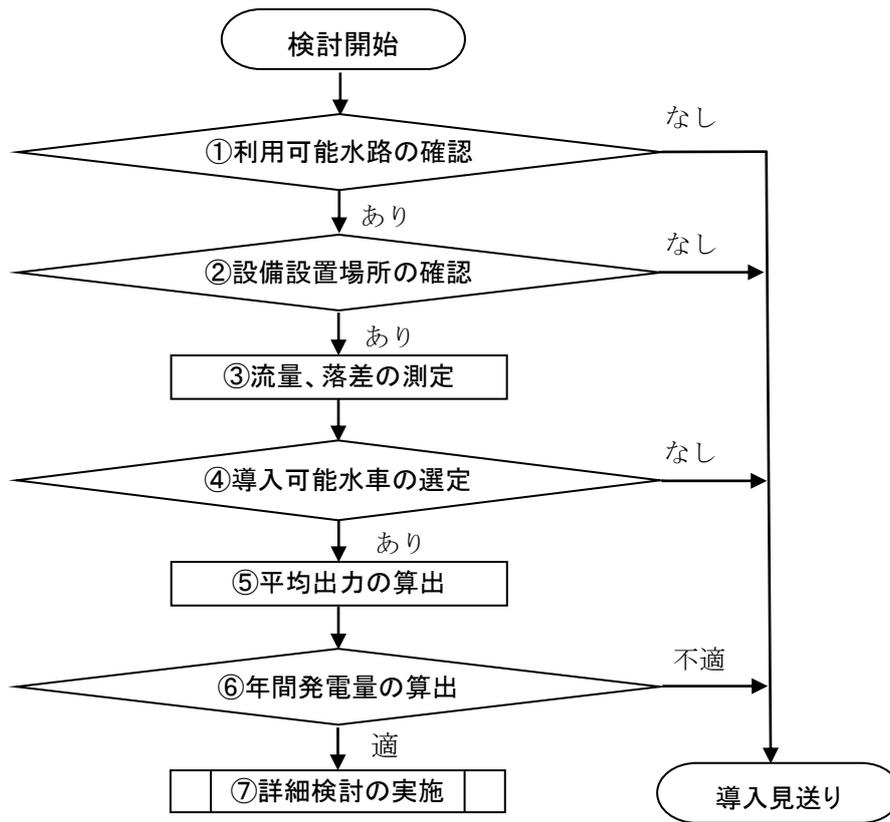
- ・発電見込量を算出し、導入の適否を判断する。

$$\text{年間発電量(kWh/年)} = \text{平均出力(kW)} \times 8,760(\text{h/年}) \times \text{稼働率}(0.9)$$

### (8) 経済性の検討

- ・水力発電の経済性は、発電コストで評価され、一般に発電コストは年間経常費（建設コスト×年経費率+メンテナンスコスト）を年間発電量で除したもので算出される。
- ・上記で算出した発電原価が電力会社からの売電料金（10円/kWhなど）を下回ることが必要である。

[水力発電設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
①利用可能な水路(自社で管理しているもの)があるか確認する。 【条件；流量の日変化、年変化が少なく、水路から施設までの距離が200m以内であること。】	利用可能水路 あり ・ なし
②水車、発電機及び付属設備の設置スペースの有無を確認する。	付属設備設置場所 あり ・ なし
③水路の平均流量と落差を測定する。	平均流量 m <sup>3</sup> /s
	落差 m
④流量と落差から導入可能な水車を選定する。	導入可能水車 あり ・ なし
⑤流量と落差から発電機の平均出力を算出する。 平均出力(kW) = 平均流量(m <sup>3</sup> /s) × 落差(m) × 9.8(m/s <sup>2</sup> ) × 1,000(kg/m <sup>3</sup> ) × 総合効率(0.65) × 10 <sup>-3</sup>	平均出力 kW
⑥平均出力から年間発電量を算出し、導入の適否を判断する。 年間発電量(kWh/年) = 平均出力(kW) × 8,760(h/年) × 稼働率(0.9)	年間発電量 kWh/年
	適 ・ 不適
⑦導入に向けて具体的な検討を行う。導入「適」であるが導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	

## 温度差熱利用設備導入検討

### 1. 導入検討時の留意点

#### (1) 周辺環境

- ・外気と温度差のある、河川、地下水等の水温や地中熱等を熱源とするため、熱源と熱供給プラント（温度差熱エネルギーを冷暖房等に利用するための施設：ヒートポンプ、熱交換器等）との距離、位置関係に留意する。
- ・地下に熱供給プラント等を設置する場合には、予め地下埋設物の状況を確認するとともに、掘削工事における騒音発生等に留意する必要がある。

#### (2) 設置場所

- ・ヒートポンプの本体は機械室などに設置する。
- ・地中熱交換井等の地下利用設備の埋設には一定の敷地を必要とするため、十分な地下空間を確保する必要がある。

### 2. 導入検討チェックシートによる検討

#### (1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の開発事業計画や、都市計画、地形図等を確認する。

#### (2) 熱源の存在の確認

- ・温度差エネルギーとして利用可能な熱源（地中熱、河川水、地下水、温泉水等）の存在を確認する。

#### (3) 熱交換器の設置可能スペースを確認

- ・熱交換器の設置可能なスペース、熱源からの配管経路を確認する。  
※地中利用の場合、地下道、トンネル等の地下構造物が存在する場合には、熱交換器（地中熱交換井など）の設置は不可能である。

#### (4) 採熱量の設定（年間熱需要と最大熱負荷の想定）

- ・導入施設における給湯・冷暖房等による熱負荷を勘案し、採熱量を設定する。
- ・年間熱需要量だけでなく、季節変動を考慮し、最大熱負荷に対応できるよう留意する。

業務用施設の場合；

$$\text{熱需要 (MJ)} = \text{床面積 (m}^2\text{)} \times \text{業務用エネルギー消費原単位 (1,580MJ/m}^2\text{)} ※$$

※ 業務用エネルギー消費原単位は、「平成 20 年度エネルギーに関する年次報告」（エネルギー白書 2009）（資源エネルギー庁）を参照

#### (5) 熱交換器等使用機器の規模の設定

- ・採熱量から熱交換器、ヒートポンプ等使用機器の規模を設定する。

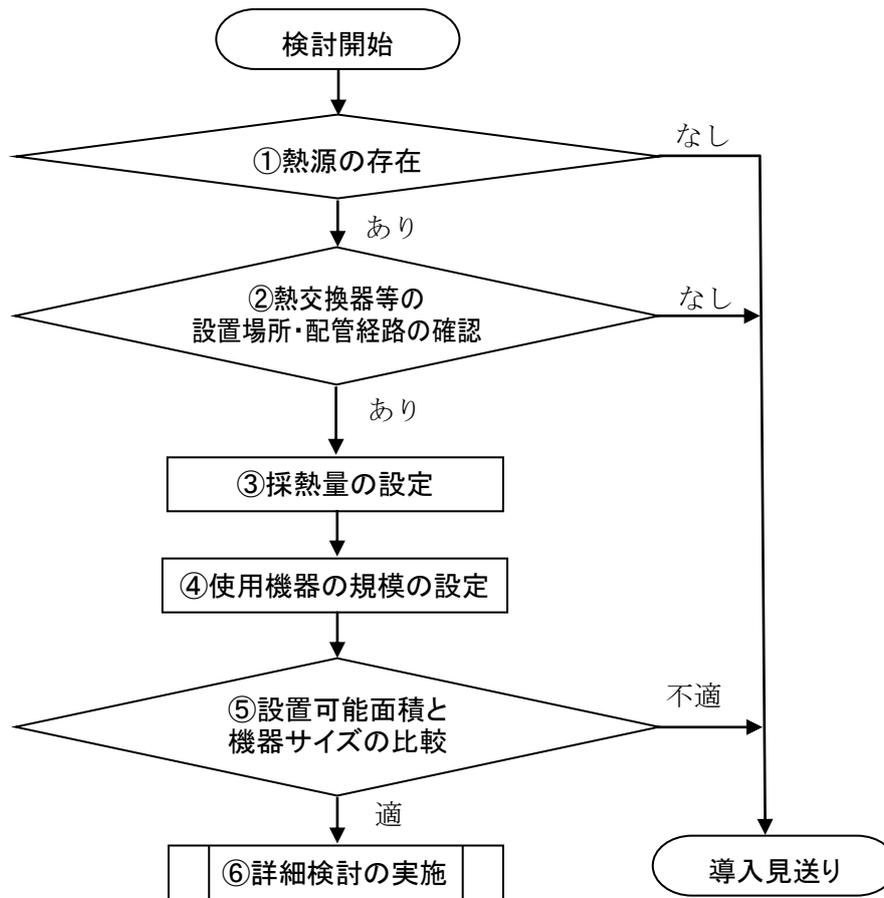
#### (6) 導入適否の判断

- ・使用機器の規模と設置可能スペースを比較し、導入の適否を判断する。

#### (7) 経済性の検討

- ・温度差熱エネルギーの利用には、そのための建設工事が必要となり、熱源の種類、熱源と利用施設との距離等により、工事費やランニングコストが大きく変動するため留意が必要である。
- ・地中熱利用の場合、掘削を伴う建設費用がかかるものの、地中熱交換井は 50 年以上利用可能（ヒートポンプは 15 年程度で更新）であり、導入検討する建物の残年数（構造上の寿命や事業計画を含む）と比較し、導入すべきかどうかを検討する。

[温度差熱利用設備導入検討チェックシート]



検討項目	結果
①温度差エネルギーとして利用可能な熱源の存在を確認する。 【条件；近傍に河川または温泉が存在すること。地中熱利用の場合も地下水が豊富であることが必要】	熱源      あり ・ なし
② 熱交換器の設置可能スペース、配管経路を確認する。	設置箇所   あり ・ なし
③ 利用施設の用途、給湯・冷暖房負荷を勘案し、採熱量を設定する。	採熱量 年間：                      MJ/年 最大熱負荷量：          MJ/h
④ 採熱量から熱交換器、ヒートポンプ等使用機器の規模を設定する。	熱交換器                      kW ヒートポンプ                MJ/h
⑤ 使用機器の規模と設置可能スペースを比較し、導入の適否を判断する。	適 ・ 不適
⑥導入に向けて具体的な検討を行う。導入「適」であるが導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	

## 建築物躯体の工夫による室内環境調節設備(パッシブシステム)導入検討

### 1. 導入検討時の留意点

#### (1) 周辺環境

- ・日射条件や風況は、地形条件や季節、時間により大きく変化することがあることから、地形や気象条件、周辺建物の状況について可能な限り把握する。また南側に他の建築物が建築される場合など、後に日射条件が悪化する可能性があるため周辺建物の建築計画も確認する必要がある。
- ・地中熱利用は地下の状況に影響されるため、地下構造物の有無や地下水位などに留意する。

#### (2) 関連法規等

- ・設備の形状が建築物の躯体構造や規模に直接影響するため、建築基準法その他関連法規を確認する必要がある。

### 2. 導入検討チェックシートによる検討

#### (1) 検討準備

- ・周辺環境を把握するため、当該地域の風況データ、気象データ、地形図等を確認する。
- ・建物の用途に相応しい室内環境を得るために、利用できる光、日射熱、地中熱、風等の気候要素を選定し、建物の構造上の工夫によってどのレベルまで室内環境の目標を達成できるかを検討する。また、季節や時間により、利用する気候要素と排除する気候要素が逆になる場合、排除の手法を合わせて検討する必要がある。

#### (2) 周辺環境の確認

- ・**自然光利用設備**：地形や周辺建物の状況を調査し、安定した日照が得られるかを確認する。
- ・**日射熱利用設備**：地形や気象、周辺建物の状況について調査し、安定した日照が得られるかを確認する。また、終日および年間の日照データを調査し、年間を通じて利用可能な日照量を把握する。
- ・**地中熱利用設備**：土の成分や含水率を調査し、熱伝導率や比熱を確認する。また、設備設置工事の障害となる地下埋蔵物や地下水の有無を調査する。
- ・**自然換気設備**：地形や気象状況を調査し、風向や風速の状況を把握する。また、直接建物内に外気を導入するにあたり周辺に騒音やばいじんの発生がないか確認する。

#### (3) 建物形状の確認

- ・**自然光利用設備**：各室の窓の他、アトリウム、ライトシェルフなど、直接・反射の光を建物内に導入できる建物形状が可能な計画か検討する。また、ガラスやブラインドなど有効に自然光を採り入れられる性能を持つ建築材料の選定も必要である。
- ・**日射熱利用設備**：集熱部分の窓が日射を十分得られる場所に設けられ、蓄熱のための壁や床などが設置できる計画が可能か検討する。また、夏期の冷房負荷を軽減するため、窓に庇やルーバーを設け日射を遮蔽する計画も検討する必要がある。
- ・**地中熱利用設備**：クールヒートチューブなどは地下設備の設置場所が必要である。また、地下を蓄熱槽として利用する場合は断熱や結露の対策を検討する。
- ・**自然換気設備**：建物の配置や屋根、庇などが風の利用をコントロールできる形状であり、2方向の開口を設け、建物内に通風のための換気経路を確保できる計画が可能か検討する。換気塔やソーラーチムニーのほか、アトリウム頂部を開放し自然換気を促すこともできる。

## 5. 資料編

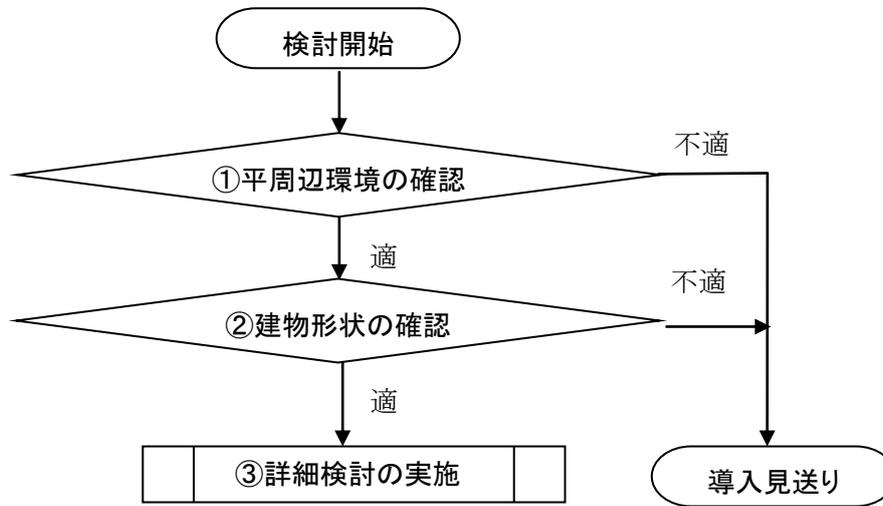
### (4) 導入適否の判断

- ・建物の形状やパッシブシステムで得られる室内環境が建築物の用途に相応しいものか検討し、導入の適否を判断する。

### (5) 経済性の検討

- ・一般にパッシブシステムの経済性は光熱費削減効果で評価される。システム導入に伴う費用は、新築の建設費増加として表れるが、建設コスト増加分が（年間光熱費削減額×建築物の利用年数）を下回ることが必要である

[パッシブシステム導入検討チェックシート]



検討項目	結果
① 周辺環境がパッシブシステム導入に適しているかを確認する。  【自然光利用設備；周辺に遮蔽物がなく、安定した日照が得られること】 【日射熱利用設備；周辺に遮蔽物がなく、安定した日照が得られること】 【地中熱利用設備；地下水位が低いこと】 【自然換気設備；周辺に遮蔽物がなく、風通しがよいこと。周辺に騒音やばいじんの発生がないこと】	周辺環境条件  適 ・ 不適 適 ・ 不適 適 ・ 不適 適 ・ 不適
② 建物形状がパッシブシステム導入に適しているかを、確認する。  【自然光利用設備】  【日射熱利用設備】  【地中熱利用設備】  【自然換気設備】	建築物形状条件  適 ・ 不適 適 ・ 不適 適 ・ 不適 適 ・ 不適
③ 導入に向けて具体的な検討を行う。導入「適」であるが導入しない場合は、その理由を明らかにすること。	

## コージェネレーションシステム導入検討

### 1 導入検討時の留意点

エネルギー消費効率の高いコージェネレーションシステムとして、天然ガスコージェネレーションシステムの導入を検討する。

#### (1)関連法規の確認

- ・天然ガスコージェネレーションシステムの導入にあたっては、規模や種類によっては、電気事業法など関連法規を確認する必要がある。

### 2 導入検討チェックシートによる検討

#### (1)都市ガス供給の確認

- ・都市ガス（天然ガス）の供給地域（または供給予定地域）であることを確認する。

#### (2)建物用途等の確認

- ・建設される予定の建物用途を確認し、導入の適否を判断する。

<導入適否の目安>

建物の用途が、ホテルまたは病院（省エネ法上の用途）であること。

#### (3)詳細検討の実施

- ・(2)の建物用途等の確認で、「適」と判断された場合には、導入に向け、省エネルギー効果や経済性を含めた総合的な観点からの検討を行う。
- ・経済性の検討にあたっては、設備の期待耐用年数を15年として、設備費、運用コスト、メンテナンス費用等を含めて比較検討を行う。ただし、耐用年数について、メーカー等が示しているものがあれば、そちらの数値を使用してもよい。



## 参考資料

- ・「太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン（基礎編）」（平成 20 年 3 月、NEDO）
- ・「太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン（設計施工・システム編）」（平成 22 年 3 月、NEDO）
- ・「都有施設省エネ・再エネ等導入指針」（平成 21 年 3 月、東京都）
- ・社団法人ソーラー振興協会 HP
- ・「風力発電導入ガイドブック」（平成 20 年 2 月、NEDO）
- ・「新エネルギー導入ガイド 企業のための風力発電導入 AtoZ」（平成 19 年 3 月、NEDO）
- ・「マイクロ水力発電導入ガイドブック」（平成 15 年 3 月、NEDO）
- ・「風力発電・小水力発電導入可能性事業報告書」（平成 20 年 2 月、長野市）
- ・「平成 20 年度エネルギーに関する年次報告」（平成 21 年 5 月資源エネルギー庁）